

沖縄労働局発表
 平成30年12月25日(火)

担 当	沖縄労働局 職業安定部
	職業安定部長 村上 優作
	職業対策課長 天願 秀美
	電話: 098-868-3701 FAX: 098-951-3507

報道関係者 各位

※平成31年4月10日 一部の数値を補正

平成30年6月1日現在の沖縄県内の公的機関等における障害者任免状況通報等の集計結果について

沖縄県の機関、市町村の機関、沖縄県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、また、地方独立行政法人等は、障害者雇用促進法第43条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に対して通報又は報告しなければならないとされています。

この度、平成30年6月1日現在の状況について、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

1. 公的機関における在職状況（法定雇用率2.5%、県教育委員会2.4%）

障害者の雇用が義務づけられている公的機関は、県の機関が6機関、市町村の機関が60機関であった。

(1) 県の機関

- ・ 県の5機関に在職している障害者の数は144.5人で前年より15.0人増加し、実雇用率は1.71%（前年1.57%）と前年より0.14ポイント上昇した。
- ・ 県教育委員会に在職している障害者の数は164.0人で前年より14.0人増加し、実雇用率は1.51%（前年1.40%）と前年より0.11ポイント上昇した。
- ・ 6機関のうち、法定雇用率を達成した機関は2機関で、達成割合は33.3%であった。（第1表）

(2) 市町村の機関

- ・ 市町村の機関に在職している障害者は277.0人で、前年より44.0人増加し、実雇用率は2.33%（前年2.10%）と前年より0.23ポイント上昇した。
- ・ 市町村43機関のうち、法定雇用率を達成した機関は29機関で、達成割合は67.4%であった。
- ・ 市町村教育委員会の機関に在職している障害者は55.0人で、前年より1.5人減少し、実雇用率は1.97%（前年2.35%）と前年より0.38ポイント低下した。
- ・ 市町村教育委員会17機関のうち、法定雇用率を達成した機関は10機関で、達成割合は58.8%であった。（第2表・第3表）

2. 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

- ・ 地方独立行政法人等4法人に雇用されている障害者の数は24.0人で、前年より4.0人増加し、実雇用率は2.39%（前年2.00%）と前年より0.39ポイント上昇した。
- ・ 4法人のうち、法定雇用率を達成した法人は3法人で、達成割合は75.0%であった。（第4表）

第1表 沖縄県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%、教育委員会は2.4%適用)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
合計	19,303.5 (18,975.0)	308.5 (279.5)	1.60% (1.47%)	164.5 (146.5)
沖縄県 知事部局	5,382.5	111.5	2.07%	22.5
沖縄県 病院事業局	2,314.0	13.0	0.56%	44.0
沖縄県 企業局	264.0	10.0	3.79%	0.0
沖縄県 警察本部	423.5	8.0	1.89%	2.0
沖縄県 議会事務局	53.0	2.0	3.77%	0.0
小計	8,437.0 (8,263.0)	144.5 (129.5)	1.71% (1.57%)	68.5 (61.5)
沖縄県 教育委員会	10,866.5	164.0	1.51%	96.0
小計	10,866.5 (10,712.0)	164.0 (150.0)	1.51% (1.40%)	96.0 (85.0)

対象機関 6
うち達成 2
達成割合 33.3%

注6

第2表 県内市町村における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	11,864.5 (11,085.0)	277.0 (233.0)	2.33% (2.10%)	28.0 (20.5)
那覇市	2,018.5	57.0	2.82%	0.0
宜野湾市	444.0	14.0	3.15%	0.0
石垣市	694.5	19.0	2.74%	0.0
浦添市	651.5	20.0	3.07%	0.0
名護市	651.0	9.0	1.38%	7.0
糸満市	392.0	8.0	2.04%	1.0
沖縄市	887.5	18.0	2.03%	4.0
豊見城市	302.0	8.0	2.65%	0.0
うるま市	845.0	21.0	2.49%	0.0
宮古島市	504.0	13.0	2.58%	0.0
南城市	263.0	6.0	2.28%	0.0
国頭村	129.5	2.0	1.54%	1.0
大宜味村	69.0	1.0	1.45%	0.0
東村	74.0	0.0	0.00%	1.0
今帰仁村	103.0	1.0	0.97%	1.0
本部町	102.5	2.0	1.95%	0.0
恩納村	158.0	6.0	3.80%	0.0
宜野座村	176.0	1.0	0.57%	3.0
金武町	137.0	3.0	2.19%	0.0
伊江村	102.0	2.0	1.96%	0.0
読谷村	280.0	7.0	2.50%	0.0
嘉手納町	137.5	2.0	1.45%	1.0
北谷町	213.5	5.0	2.34%	0.0
北中城村	147.5	4.0	2.71%	0.0
中城村	103.0	3.0	2.91%	0.0
西原町・西原町教育委員会	351.5	7.0	1.99%	1.0
与那原町	138.5	0.0	0.00%	3.0
南風原町・南風原町教育委員会	314.0	9.0	2.87%	0.0
座間味村	88.0	1.0	1.14%	1.0
粟国村	87.0	3.0	3.45%	0.0
南大東村	70.0	1.0	1.43%	0.0
北大東村	56.5	0.0	0.00%	1.0
伊平屋村	82.5	2.0	2.42%	0.0
伊是名村	102.0	2.0	1.96%	0.0
久米島町	240.0	6.0	2.50%	0.0
八重瀬町	156.0	4.0	2.56%	0.0
多良間村	76.5	1.0	1.31%	0.0
竹富町	113.0	0.0	0.00%	2.0
与那国町	54.5	2.0	3.67%	0.0
那覇市上下水道局	176.0	5.0	2.84%	0.0
宜野湾市上下水道局	44.0	0.0	0.00%	1.0
沖縄市水道局	53.0	1.0	1.89%	0.0
沖縄県介護保険広域連合	76.0	1.0	1.32%	0.0

対象機関 43
うち達成 29
達成割合 67.4%

注7

注8

注9

第3表 県内市町村教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	2,786.5 (2,401.0)	55.0 (56.5)	1.97% (2.35%)	11.0 (4.0)
那覇市教育委員会	624.5	16.0	2.56%	0.0
宜野湾市教育委員会	107.0	3.0	2.80%	0.0
石垣市教育委員会	233.0	6.0	2.58%	0.0
浦添市教育委員会	167.5	4.0	2.39%	0.0
名護市教育委員会	257.0	3.0	1.17%	3.0
糸満市教育委員会	55.0	2.0	3.64%	0.0
沖縄市教育委員会	206.5	3.0	1.45%	2.0
豊見城市教育委員会	74.5	1.0	1.34%	0.0
うるま市教育委員会	347.0	6.0	1.73%	2.0
宮古島市教育委員会	92.0	3.0	3.26%	0.0
南城市教育委員会	112.5	2.0	1.78%	0.0
読谷村教育委員会	140.5	2.0	1.42%	1.0
北谷町教育委員会	84.0	2.0	2.38%	0.0
今帰仁村教育委員会	78.0	0.0	0.00%	1.0
本部町教育委員会	75.0	1.0	1.33%	0.0
恩納村教育委員会	88.5	1.0	1.13%	1.0
北中城村教育委員会	44.0	0.0	0.00%	1.0

対象機関 17
うち達成 10
達成割合 58.8%

(第1・2・3表関係注釈)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が40.0人未満(教育委員会は42.0人未満)であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 計欄の下段()内の数字は平成29年の数値である。
- 沖縄県警察本部においては、12月18日現在、障害者の数は13人、実雇用率は3.07%、不足数は0.0人となっている。
- 糸満市においては、10月1日現在、障害者の数は10人、実雇用率は2.54%、不足数は0.0人となっている。
- 国頭村においては、11月30日現在、障害者の数は3人、実雇用率は2.32%、不足数は0.0人となっている。
- 宜野湾市上下水道局においては、12月3日現在、障害者の数は1人、実雇用率は2.22%、不足数は0.0人となっている。

第4表 地方独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%適用)

法人名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	1,005.5 (999.0)	24.0 (20.0)	2.39% (2.00%)	1.0 (3.0)
沖縄県住宅供給公社	52.0	1.0	1.92%	0.0
沖縄県土地開発公社	43.0	2.0	4.65%	0.0
地方独立行政法人 那覇市立病院	763.0	18.0	2.36%	1.0
公立大学法人 名城大学	147.5	3.0	2.03%	0.0

対象機関 4
うち達成 3
達成割合 75.0%

注2

(第4表関係注釈)

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人(独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等)については、厚生労働省にて発表。
- 地方独立行政法人 那覇市立病院においては、7月9日現在、障害者の数は19人、実雇用率は2.49%、不足数は0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。